

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	神河町	国調人口(H17. 10. 1現在)	13,077
構成団体名		職員数(H19. 4. 1現在)	167

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.531	標準財政規模(百万円)	4,807
実質公債費比率(%)	21.5(H19)	地方債現在高(百万円)	27,325
経常収支比率(%)	94.4(H18)	うち普通会計債現在高(百万円)	12,376
実質収支比率(%)	3.2	うち公営企業債現在高(百万円)	14,949
		積立金現在高(百万円)	1,722

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年11月7日] 新町におけるまちづくりの将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」と設定し、「愛・やささ」「命・いきいき」「心・ふれあい」の三つの視点からまちづくりを図る。 2町の速やかな一体を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図っていく。住民ニーズに応じた組織・職員の適正な人数・配置や、CATV網を活用した情報システムによる相互のネットワーク化、戸籍等の電算化などにより住民窓口サービスの向上をはじめ、事務事業の効果的・効率的遂行に努めていく。 また、学校教育施設等の統廃合についても、児童数、通学状況や施設の老朽度を考慮し、検討を進めていく。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
既存計画との関係	公債費負担適正化計画（平成18年度～平成27年度）・集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	神河町ホームページ、平成19年9月議会「全員協議会」にて議会へ説明
基本方針	行財政改革を確実に実施し、徹底した内部改革、施策の見直しや、収入の確保等の対策を講じ、歳入・歳出を抜本的に見直す。また、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、最小の費用で最大の効果を上げることを基本とする。しかし、町財政運営を持続させるため、歳入に見合った歳出の財政運営（枠配予算）を前提とする。また、投資的事業についても、総合計画を基本に、合併特例債などの交付税措置のある起債事業を有効に活用し、通常債事業については、極力抑制していく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	41	15	56
	補償金免除額	0	6	1	7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	4	3	1	8
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	12	7	0	18

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	義務教育事業債（臨時財政特例債）	0	41,296	14,964	56,260
小 計 (A)		0	41,296	14,964	56,260
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		0	41,296	14,964	56,260

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債	公営住宅建設事業債	4,399	1,159	1,193	6,751
	義務教育事業債	0	1,552	0	1,552
小 計 (A)		4,399	2,711	1,193	8,303
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		4,399	2,711	1,193	8,303

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	臨時地方道整備事業債	11,107	6,383	0	17,490
小 計 (A)		11,107	6,383	0	17,490
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		11,107	6,383	0	17,490

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>神河町の人口は、平成2年以降減少傾向にあり、平成17年度現在13,077人(国勢調査)と県内で一番人口の少ない町となっている。また、年齢別人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口の占める割合は減少してきているが、老年人口の占める割合は急速に増加し、平成17年で、27.1%に達しており、兵庫県の平均18.7%を大きく上回っている。これらのことから、今後の税収の増加は期待できない状況である。更に、固定資産税のうち大きなウエイトを占める償却資産(大河内水力発電所)においても毎年5%程度減少していくことから、今後はさらなる徴収率の向上に取り組み、一般財源の確保に努めていく必要がある。</p> <p>また、合併2年目であるが、職員数が類似団体と比較すると多い状況である。このことから、職員定員適正化計画に基づき職員数の削減に取り組み人件費を抑制することとしている。更に、公債費についても地域総合整備事業債を活用した大型建設事業の元金償還が始まり償還ピークを迎えている。また病院、上下水道事業、一部事務組合においても起債償還のピークを迎えていることから、補助費等においても近隣類似町と比較すると高い割合となっている。このことから、平成19年度の実質公債費比率が21.5%となっており、18.0%を大きく上回っている。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 公債費負担(実質公債費比率)の健全化</p> <p>地域総合整備事業債等の大型建設事業の元金償還が始まり平成19年度から平成21年度にかけて償還ピークを迎えている。また、企業会計、一部事務組合においても償還ピークが重なり、繰出金等においても公債費の占める割合が高く、平成19年度の実質公債費比率が21.5%となっている。更に今後2~3年間ににおいても比率が上昇する見込みのことから、平成22年度までに繰上償還等の繰上償還を重点的に実施し、少しでも早期に比率の健全化を図っていく。</p> <p>課 題 ② 職員数の純減や人件費の総額の削減(定員管理の適正化)</p> <p>合併後の間もない状況であるため、類似団体の状況と比較しても多い状況となっている。また、人件費比率も高くなっている。今後は定員適正化計画に基づき職員の削減を図る。</p> <p>課 題 ③ 公営企業繰出金に対する基準外繰出しの解消</p> <p>上下水道事業については、合併後も旧町単位において、企業会計と特別会計で事業を行っているが、企業会計方式に移行し、効率的な運営を図る。しかし資本投下が多いため、料金収入では賄い切れない状況であり、基準外繰出しが発生していることから、類似団体と比較しても高くなっている。今後は公営企業経営健全化計画により、料金改定、委託料等の歳出削減を図る。</p> <p>課 題 ④ 税収入の確保及び使用料・手数料等の適正化</p> <p>旧町間において課税客体の把握方法に違いがあったため、統一した方法に新ため、課税客体の把握に漏れがないよう努める。また地籍調査の成果の反映についても速やかに行っていく。また、行政サービスにあたっては、その費用は住民等の税金で賄われていることから、手数料、使用料の積算根拠及び町と住民との負担割合を明確化していく。</p> <p>課 題 ⑤ 売却可能資産の処分(未利用町有地の売却)</p> <p>未利用地等で将来にわたり利活用が見込めない土地や、旧神崎庁舎跡地などの処分を検討し、財源の確保を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	2,662	2,472	2,386	2,330	2,225	2,334	2,274	2,242	2,200	2,160
地方譲与税	296	313	357	379	452	344	344	344	344	344
地方特例交付金	49	49	42	42	32	9	9	9	9	9
地方交付税	2,541	2,349	2,303	2,670	2,629	2,551	2,588	2,572	2,528	2,445
小計(一般財源計)	5,548	5,183	5,088	5,421	5,338	5,238	5,215	5,167	5,081	4,958
分担金・負担金	169	159	182	102	78	101	90	90	90	70
使用料・手数料	193	197	191	192	189	183	183	235	235	235
国庫支出金	190	411	229	218	395	303	264	274	294	385
うち普通建設事業に係るもの	25	249	2	55	200	111	70	75	90	176
都道府県支出金	1,029	459	541	620	697	985	777	518	502	445
うち普通建設事業に係るもの	621	130	212	136	300	654	280	105	80	20
財産収入	85	9	15	10	93	72	30	30	10	10
寄附金	35	18	20	19	25	19	20	20	20	20
繰入金	429	297	433	249	515	274	100	170	45	30
繰越金	227	198	161	86	106	222	52	26	14	45
諸収入	96	130	146	147	141	218	180	180	180	180
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三妙からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	2,042	1,215	904	875	1,381	806	645	395	394	993
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	10,043	8,276	7,910	7,939	8,958	8,421	7,556	7,105	6,865	7,371
人件費 a	1,706	1,740	1,767	1,708	1,582	1,551	1,511	1,477	1,425	1,394
うち職員給	1,173	1,209	1,219	1,184	1,122	1,086	1,054	1,022	990	966
物件費 b	1,160	1,126	1,062	1,285	1,041	1,051	1,062	1,057	1,052	1,052
維持補修費 c	13	10	8	5	5	2	2	2	2	2
a + b + c = d	2,879	2,876	2,837	2,998	2,628	2,604	2,575	2,536	2,479	2,448
扶助費	234	315	343	338	340	391	405	425	440	455
補助費等	1,840	1,798	1,681	1,545	1,708	1,883	1,900	1,868	1,820	1,760
うち公営企業(法適)に対するもの	672	618	557	606	692	900	877	861	848	795
普通建設事業費	3,052	1,275	935	1,108	1,903	1,590	857	370	364	1,006
うち補助事業費	638	733	292	472	905	1,215	587	229	224	413
うち単独事業費	2,414	542	643	636	998	375	270	141	140	593
災害復旧事業費	0	0	111	30	31	6	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	1,128	1,151	1,150	1,222	1,403	1,475	1,400	1,497	1,321	1,253
うち元金償還分	859	896	904	994	1,182	1,288	1,173	1,169	1,154	1,072
積立金	123	180	194	64	245	55	36	32	27	23
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三妙への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	502	520	553	528	470	352	357	363	369	377
うち公営企業(法非適)に対するもの	502	520	553	528	470	352	357	363	369	377
その他	86	0	20	0	0	13	0	0	0	0
歳出合計	9,844	8,115	7,824	7,833	8,728	8,369	7,530	7,091	6,820	7,322

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	199	161	86	106	230	52	26	14	45	49
実質収支	169	159	86	105	156	52	26	14	45	49
標準財政規模	5,082	4,814	4,687	4,718	4,807	4,874	4,929	4,883	4,831	4,722
財政力指数		0.524	0.530	0.529	0.531	0.519	0.513	0.492	0.484	0.480
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	85.1	86.5	90.4	92.1	94.4	96.7	94.2	93.3	91.7	91.7
実質公債費比率 (%)	—	—	—	20.7	21.5	23.0	23.1	22.8	21.4	20.7
地方債現在高	11,913	12,231	12,223	12,179	12,376	11,762	11,055	10,343	10,382	9,406
積立金現在高	2,147	2,067	1,917	1,774	1,722	1,580	1,529	1,406	1,412	1,948
財政調整基金	367	417	324	311	334	315	312	202	211	235
減債基金	66	60	40	15	55	25	0	0	0	0
その他特定目的基金	1,714	1,590	1,553	1,448	1,333	1,240	1,217	1,204	1,201	1,713

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	<p>平成17年11月7日に神崎町・大河内町による新設（対等）合併 少子高齢化による人口構成の変化、国際化、情報化などが急速に進んでおり、新しい行政課題や時代の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質をつくっていく。また、前例にとらわれることなく、新たな視点から政策形成する職員の能力開発と意識改革による行政体質の強化を図る。 地方自治法第2条「最小の経費で最大の効果をあげる」「常にその組織および運営の合理化に努める」を基本とし、事務事業の見直しなどによる経常経費の削減を図り、確固たる行政基盤を構築していく。</p>
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>合併に伴い、旧両町の職員の身分を引き継いだことにより、類似団体職員数と比較し、職員が増大したことから合併時の繁忙等を勘案しながら、神河町発足時の組織機構及び各課への配置人員を決定してきた。今後においては、課の統廃合が不可欠であり、計画的に組織機構の再編を実施し、職員数の削減を図る。</p> <p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>課題②平成17年11月7日に合併（旧神崎・旧大河内）して、当然、職員数は多い状況である。今後、退職者の補充を極力制限し職員の減を図っていく。しかしながら、20歳代の職員がいないことから、今後、職員の採用も考慮していかなければならない現状がある。現在、定員適正化計画では、平成23年度までにおいて約20名の減を目標に定員管理を図っていく予定である。</p> <p>○ 給与のあり方</p> <p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>すべて人事院勧告どおり実施している。当然、地域手当については、無支給である。</p> <p>◇ 技能労務職員の給与のあり方</p> <p>町村会準則に基づき、県下12町と調整し行政職俸給表（二）を引用し、2級制にしており、昇格制度はない。なお、技能労務職員の給与の現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針の公表については、国の基準に準じた内容により、平成20年3月末までに行う。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>定年退職、普通退職においては、特昇は実施していない。ただし、勸奨退職の場合、退職の日前3箇月以内について、特昇させることができるとしている。合併をして2年となりますが、まだまだ職員数が多い状況であり、適正な職員数にするため勸奨退職を積極的に募っている段階であり、それを促すため昨年、勸奨退職の場合のみにおいて特昇することを規定したばかりである。今後、適正な職員数となったときには、廃止に向け取組む。</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方</p> <p>福利厚生事業については、現在実施していない。</p>
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	<p>○ 物件費の削減</p> <p>職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、最小の費用で最大の効果を上げることが基本としていく。また、合併により性格の類似した施設が存在しているため、今後は施設の利用状況や必要性等について検討を行い、存続・統合・縮小・廃止も含め方針を決定し、歳出の削減を図っていく。しかしながら、財政運営を持続させるため、歳入にみあった歳出（枠配予算）を大前提とすることにより、物件費のみならず各費目においても歳出削減を図る。経常的経費についても職員の一人ひとりの心がけて節減にとりくむ。なお、物件費の一般財源については、平成18年度一般財源決算額の約15%（120,000千円）を平成27年度までに削減していく。</p> <p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p> <p>職員（臨時職員含む）が行っている業務でも、民間委託の方が効率的なものは積極的に外部委託（保育所等）し、職員数の削減に努める。また各種団体事務についても職員の関与の必要性・範囲・限度を明確にし、各団体の自主的な運営を促す。既に、9施設で指定管理者制度による管理運営を行っているが、各施設ごとに収益増となるよう町として、指導・監督に努める。</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題④町税等の滞納は町民負担の公平性の観点からも放置できない問題であり、徴収専門員を配置し滞納額の解消に努める。</p> <p>課題⑤未利用町有地についても重要な町の財産であるが、将来にわたり利活用が見込めない土地については処分を行う。また、既に建物等が建てられている法定外公共物（廃里道・廃水路）についても所定の手続きを経て払い下げを行う。</p>
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<p>神河町が構成町となっている兵庫県町土地開発公社について、従来専従職員を配置していたため、年間1千万円程度の赤字となっていたが、平成19年度からは事務を県町村会に委託することにより、大幅な人件費の削減を行い、安定した公社運営につとめている。また、一部事務組合についても構成町の厳しい財政状況を理解し、積極的な改革に取り組むよう指導していく。</p>
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	行政情報を積極的に公開し、住民と情報を共有化することで行政の透明性の向上を図る。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	町ホームページ、広報等にて公表。
◇ 財政情報の開示	町ホームページ、広報等にて公表。
○ 公会計の整備	平成23年度実施に向け、資産の整理等の事務を進る。
○ 行政評価の導入	第1次長期総合計画策定時に設定された指標等に基づく事業評価（行政評価システム）を構築し、PDCAサイクルによる事業評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用していく。最終的には、内部評価及び外部評価を導入し、住民が参画できるシステムの構築を図る。
7 その他 （公債費負担の健全化） （単独補助負担金の適正化） （公営企業繰出金の適正化）	<p>課題①実質公債費比率が21.5%となっていることから、一般単独事業債を基本に平成22年度までに重点的に繰上償還を実施していく。また補償なしの繰上償還等を活用することにより、少しでも早期に比率の健全化を図る。</p> <p>様々な団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて検討し、整理整合を図っていく。また、補助目的を達した団体等への補助金等については、打切る必要もあることなどから、町の補助交付に関する指針を定め、より適正な補助金、負担金の執行に取り組んでいく。</p> <p>課題③上下水道事業については、合併後も旧町単位において、企業会計と特別会計で事業を行っていたが、企業会計方式に移行し、効率的な運営を図る。また公営企業健全化計画により、料金改定、委託料の歳出削減を図り、基準外繰出金の削減を図る。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

